

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (二十二)

下山房雄 (かながわ総研元理事長)

2011年9月16日を第1回として4年余続いてきた神奈川地域最賃を千円以上とすることを求める裁判は、2015年11月9日14:00～14:30の第22回をもって結審となり、来たる16年2月24日午後には判決の運びとなった。

11月9日この日の原告われわれ側の行動は、13:05開始の裁判所前集会から始まった。集会ではまず原告岩森さんから、公正判決要請署名と葉書による裁判所要請行動の報告があり、次いで北海道労連からの6名など傍聴にかけつけた各地支援者たちの挨拶、専修大兵頭ゼミ学生の傍聴参加挨拶、そして原告4名からの感想決意の表明があった。ついで(13:30～13:40)傍聴券抽選のための行列。傍聴席84から報道席3を引いた81席に対して、144名が並んだ。私は当選で傍聴席に入る。

この日付けで、被告側から24頁の準備書面(12)が、原告側から102頁の最終準備書面の提出が為され、口頭陳述は被告側からは為されず、原告側からは5名の弁護士によって各5分の要旨陳述が為された(後掲資料参照)。なおトリの大川弁護士の発言は、予定されていた弁護団長小賀坂弁護士が急な激しい風邪で裁判出席不能となり、ピンチヒッターで為されたものだ。

裁判後は、裁判所～神奈川労働局間の1キロ余をデモ、ついで15:30～報告集会であった。各発言のうち、私には弁護士からの判決予想が興味をひいた。主任弁護士・田淵さんは、生保一最賃の本論で裁判所が国の謬論に与することは難しいのではとの観測を述べた。他方、最終弁論で訴訟資格要件の所を担当した竹中さんは、4年余の訴訟の経過からして門前払いの可能性は低いだらうと述べたのである。

因みに被告準備書面(12)を読む。それは、「処分性が認められない」「原告らに訴えの原告適格性がない」「原告らには「重大な損害が生ずるおそれ」がない」の三点で門前払いを求める裁判当初からの主張の繰り返しが半分余であり、原告主張(生保基準を満たしていない)への反論(満たしている)が半分弱である。前半の門前払い論では、原告4名の本人尋問を引用して、飲み会忘年会不参、水回り電気回りリフォーム不能などの叙述は、抽象的で個別具体的でなく、生保受給で最低生活が送れているなら最賃改正が無くとも「重大な損害が生ずるとは認められない」との主張が目立った。後半の本論＝生保一最賃比較論の所では、比較技法については行政の側に「広範な裁量的判断」の権限があり、「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることを法9条3項は予定していない」と主張する。しかし現在の不公正非科学的な比較技法は裁量の余地外だ。

行政裁量の余地に関連して、国はあたかも原告が「全ての労働者」について生保基準をカバーする賃金に成ることを要求しているかのように主張していることに改めて強い違和感を覚える。大川発言のキータームは、単身ではなくて世帯の生活を基準とせよという所にあり、日本の現最賃制が単身を政策基準としているのは確かに国際的な劣位の根拠である。しかし、神奈川最賃裁判での生保一最賃比較基準では、原告は一貫して単身労働者のケースを根幹に論じてきた。しかも国側の比較技法では、単身生活扶助基準に人口加重平均を使っており、過半にも及ばない数の単身者しかカバーしない基準なのである。貧困研究では通例である中位数とか五分位あるいは十分位数とかを使って「全ての単身労働者」にできるだけ近い範囲をカバーすべきなのだ。

①陳述要旨

2015（平成27）年11月9日

横浜地方裁判所第1民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬 奈 木 幹

- 1 先の第189回通常国会において、政府与党によって、労働者派遣法の「改正」が強行されました。この「改正」法は、派遣労働者の優先雇用権と結びつく「1～3年の業務単位の期間制限」をなくし、代わりに「3年の事業所単位の期間制限」や「3年の個人単位の期間制限」の制度を置くことで、派遣労働者に「生涯派遣」を強要する仕組みをつくるもので、まさに「生涯派遣」法、「派遣切り自由化」法というべきものです。

現在、全労働者の約4割が非正規雇用ですが、このような雇流動化政策の推進によって、ますます非正規雇用の比率が高くなっていくことが容易に予想されます。非正規雇用労働者のほとんどは時給で働いており、そのうち、少なくない人が最低賃金ぎりぎりでも働かされています。そのため、最低賃金の保障は、多くの国民、労働者にとって、文字通り、セイフティネットそのものであり、それが実質的に、あるいは実態として、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するもの（憲法25条）でなければならないことは言うまでもありません。

このように最低賃金引き上げの課題は、すぐれて今日的な課題であり、まさに現代の人権問題です。最低賃金が生活保護の水準を大きく下回っているという現状（いわゆる「逆転現象」）は、最低賃金法9条3項に反するのみならず、憲法25条に反するものなのです。

- 2 世界を見ると、先進諸国を中心に最低賃金の引き上げが進んでおり、とくにアメリカでは、最低賃金を時給15ドルに引き上げる動きが広がっています。ロサンゼルス市は2020年まで、シアトル市は2017年～2021年にかけて、サンフランシスコ市は2018年までに、それぞれ最低賃金を時給15ドルに引き上げることを決めました（2015（平成27）年10月30日時点で1ドル＝約120円ですから、15ドルは日本円にして約1800円となります）。イギリスでは、最低賃金時給6.5ポンドにつき社会的な賃上げが進められており、ドイツでは、昨年7月に成立した最低賃金法において、全国一律8.5ユーロの最低賃金の実施が定められています（平成27年10月30日現在、1ポンド＝186円、1ユーロ＝約132円なので、イギリスの現在の最低賃金6.5ポンドは約1200円ドイツの最低賃金8.5€は約1122円になります。）。発展途上諸国においても、水準としては先進諸国ほどではないものの、最低賃金は大幅引上げの傾向にあります。

また、先進諸国では最低賃金時給1000円以上が常識ですし、最低賃金の全国一律制は世界の主流です。こうした流れは、労働者本人のみならずその家族も含めて人たるに値する生活を営むことのできる賃金の定めを求めるILO131号条約やいわゆる社会権規約に合致するものです。

我が国は、こうした世界の趨勢につき、いずれの点においても大きな遅れをとっていますが、ILO131号条約や社会権規約の批准国である以上、他の先進諸国と同様、ILO131号条約や社会権規約の内容と整合するよう、最低賃金を定めるべきことは当然であり、少なくとも、全国一律時給1000円以上の最低賃金とすべきです。

3 他方で、経営者側からも、最低賃金の引き上げは、デフレからの脱却や賃金上昇と消費回復の好循環を実現するといった社会経済全体の利益にも資するとして、最低賃金の、先進諸国「相場」である時給1000円以上への「革命的な引き上げ」が提言されており、被告も、本年7月23日付「最低賃金について」と題する資料のなかで、同様の観点から、最低賃金の引き上げの必要性を述べています。

4 以上述べたとおり、最低賃金の大幅な引き上げは、原告らのように低賃金での労働を余儀なくされている労働者にとって、勤労収入によって人たるに値する生活を営む権利を実現することであり、最低賃金の水準を著しく低廉なものに止め置くことは、原告らのような低賃金での労働を余儀なくされている労働者の権利を侵害することでもあります。そのため、最低賃金の引き上げは人権保障としての側面、換言すれば、労働者が有する勤労収入によって人たるに値する生活を営む権利の実現としての側面が強いものです。この点について詳しくは後ほど述べます。

同時に、最低賃金の大幅な引き上げは、国際的には、主要先進諸国の中でも最低水準に止まっている我が国の最低賃金の水準を他の主要先進諸国並みに引き上げ、国際条約上の権利を実現していくと②

いう意義を有するとともに、国内的には労働者の賃金水準を底上げし、消費喚起や物価上昇の呼び水とすることで、デフレからの脱却や賃金上昇と消費回復の好循環を実現するといった社会経済全体の利益にも資することでもあります。

裁判所におかれては、本件の結審にあたり、最低賃金の引き上げが持つ重要な意義と大いなる可能性についても十分なる検討・考慮を行った上で、判断を行うことを切望する次第です。 以上

②陳述要旨

2015（平成27）年11月9日

横浜地方裁判所第1民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 竹中 由重

第1 処分性

1 本件は、行訴法3条6項1号のいわゆる非申請型義務付け訴訟であるところ、この訴えが適法であるためには、まず、義務付けを求める行政庁の行為が「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」（同条2項）に当たることが必要である。

ここにいう「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうとするのが確立した判例である（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁）。

本訴において、原告らが義務付けを求める最低賃金改正決定は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、地域における労働者の生計費等を考慮して必要があると認めるときは、一定の地域ごとにこれを行うものとされているところ（最低賃金法12条、10条）、最低賃金改正決定がなされると、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない

いとされ（同法4条1項）、仮に労働契約において最低賃金額に達しない賃金を定めたとしても、当該部分は無効となり（同条2項前段）、当該無効部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる（同項後段）。

したがって、最低賃金改正決定は、国民の権利義務に直接に法律上の影響を及ぼす行為というべきであって、「行政庁の処分」にあたることは明らかである。

2 これに対し、被告は、条例の処分性につき、「執行行為を待たずに直ちに一定範囲の者の法的地位に具体的効果を生じさせ行政庁の処分と実質的に同視できるような例外的場合」に限って肯定されるとした平成21年11月26日の最高裁判例を引用しつつ、「最低賃金改正決定は、その適用対象が一般的であり不特定多数であることなどを理由として、かかる例外的場合に該当しないから、処分性が認められない」と主張する。

3 しかしながら、最低賃金改正決定の主体は、あくまでも行政庁（厚生労働大臣又は都道府県労働局長）であって、立法機関ではない。つまり、被告の引用する最高裁平成21年判決は、条例の制定という一般的には抗告訴訟の対象とならない行為につき、「当該条例制定行為が限られた特定の者らの法的地位を直接侵害する」という点に着目して、地方議会の立法作用を例外中の例外として行政処分と同視するための厳格な要件を定立したものにすぎず、「行政庁」による処分が問題となる本件とは事案を全く異にする。

4 また、被告のいうように、最低賃金改正決定はその名宛人を個別具体的に特定して行う処分ではないが、そのような「一般処分」であっても、それが個人の権利義務に直接に法律上の影響を及ぼすものであれば、行政訴訟の対象となりうることはすでに承認されているところである。

その代表的なものは、平成14年1月17日の最高裁判例である。この判例は、奈良県知事が県告示によって、幅員4メートル未満1.8メートル以上の道をいわゆる2項道路に一括指定したところ、同県内に土地を所有する原告が、その所有地上の通路部分について2項道路指定処分が存在しないことの確認を求めた事案であるが、最高裁は、敷地所有者である原告が当該道路につき道路内の建築等が制限され（建築基準法44条）、私道の変更又は廃止が制限される（同法45条）等の具体的な私権の制限を受けることを理由に、処分性を肯定したのである。

結局、「処分」の要件として昭和39年の最高裁判決の定式が求めているものは、当該処分によって具体的な法効果が直接確定するというに尽きるのであって、その対象が特定されていることは必要とされていないのである。

5 そして冒頭で述べた通り、改正後の時給を時給1000円とする最低賃金改正決定がなされると、原告らの労働契約の内容が変更されるのであるから（同条2項）、かかる決定は、国民の権利義務に直接に法律上の影響を及ぼす行為というべきあり、本件では処分性が肯定されることは明らかである。

第2 原告適格について

非申請型義務付け訴訟は、行政庁が一定の処分をすべき旨を命じることを求めるにつき「法律上の利益」を有する者に限り、提起することができる（行訴法37条の2第3項）。

本件では、原告ら最終準備書面別紙原告一覧表に記した通り、原告らの時給は1000円を下回っている。本訴において神奈川県地域別最低賃金を時給1000円とする旨の改正決定をすべき旨が命じられれば、原告らと労働契約を締結する使用者らは、原告らに対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない（最低賃金法4条1項）、労働契約のうち最低賃金額に達しない賃金を定めた部分は無効となり（同条2項前段）、当該無効部分は、時給1000円の最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる（同項後段）。

このように本件最低賃金改正決定がなされるか否かにより、原告らの労働契約の内容が変更される以上、原告らが本件最低賃金改正決定の義務付けを求めるにつき「法律上の利益」を有することは明らかである（行訴法37条の2第3項）。

第3 重大な損害を生ずるおそれがあること

- 1 非申請型義務付け訴訟においては、一定の処分がなされないことにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるときに限り、訴えを提起することができることとされ（行訴法37条の2第1項）、裁判所がかかる判断を行うに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質を勘案するものとされている（同条2項）。
- 2 この点について、被告は、地域別最低賃金の改正決定がなされないことによって生じる損害は、生命又は健康への侵害ではなく、日々の経済的な損失に過ぎないことを理由に、「重大な損害」が生ずるとは認め難いと主張する。
- 3 しかしながら、まず、原告らに生ずる損害は生命や身体への損害も含まれるが、そもそも「重大な損害」の内容は、必ずしも生命や健康といった保護法益に限定されるものではない。

実際、これまでの裁判例においても、より厳格な「償うことのできない損害」を要件とする仮の義務付けの申立てにおいて、生命又は身体に損害を生ずるおそれがなくとも、申立てが認容されている（福岡高裁決定平成22年7月20日最高裁判所HP、名古屋地裁決定平成22年11月8日最高裁判所HP、名古屋地裁決定平成22年11月8日最高裁判所HP、岡山地裁決定平成19年10月15日）。

とりわけ、平成22年11月8日福岡高裁決定は、生活保護の支給につき生活扶助等が支給されなければ、申立人が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持することができないという損害を被るおそれがあったとして「償うことのできない損害」を避けるため緊急の必要があることを認めており、生活保護水準に満たない生活を送ることが、単なる日々の経済的な損失というにとどまらず、事後的に回復困難な損害が生ずることを正面から認めた。

このように、生命身体の損害に限らず、生存権の侵害にあたる場合、あるいは、事後的な金銭賠償による回復をもって甘受させることが社会通念上不当である場合にも、「重大な損害が生ずるおそれ」が肯定されるというべきである。

- 4 原告らの生活実態については、原告ら最終準備書面第4章にて詳しく述べたところであるが、被告が最低賃金の水準について生活保護水準を大きく下回る現状を放置していることで、休みや睡眠を削って長時間労働（ダブルワーク・トリプルワークを含む）をして健康を損ねたり、子らが病気やけがを患ってもその治療費が捻出できず、医者に診てもらおうことすらできないなど、現実生命又は身体への深刻な影響が生じている。

また、過度な困窮ゆえに、資格取得やそれに向けた学習等の機会はもちろん、子どもに教育を受けさせる機会や、結婚・出産・育児の機会が現実には奪われているのである。

- 5 これらの原告らの損害は、およそ事後的な金銭賠償によって回復を甘受させることが社会通念上不当なものであるから、本件で「重大な損害が生じるおそれ」があることは明らかというべきである。

以上

③陳述要旨

原告ら訴訟代理人弁護士 清水 俊

1 原告らは、神奈川県内で時給1000円を下回る中で働く労働者であるが、最低賃金が生活保護基準を大幅に下回る水準で放置されているために、「人たるに値する生活」を送れず、肉体的にも精神的にもほんとうに苦しい日々を過ごしている。

2 原告らは一つの仕事では生活保護基準以下の手取りしか得られないため、休みや寝る時間、子どもと触れ合う時間などを削って長時間労働やダブルワーク・トリプルワークをしている。そのため、無理な労働がたたって体を壊すものも後を絶たない。

原告平野三紀男はタクシー運転手として深夜早朝に実働17時間という不規則かつ長時間の労働を余儀なくされている。そのような無理な長時間労働がたたり、持病の糖尿病が悪化しその症状に苦しんでいる。それでも手取りが14万円を切るなど全く生活が成り立たない。

原告渡邊剛治も、タクシー運転手として、深夜早朝の時間帯に実働18時間という長時間労働で、鬱血性心不全を発症した。医師から安静にするよう言われていても、生活するために仕事を辞められず、結局、主治医からドクターストップがかかるまで働き続けた。そこまで働いても手取りが10万円程度にしかならず、働きながら生活保護を受けざるを得なくなった。

定年して老後を迎えた高齢者世代も、清掃など体力のいるアルバイトをしながら生活している。原告前田裕幸は、57歳で早期退職した後、貯金と年金だけでは生活できなくなり、椎間板ヘルニアの持病を抱えながら1日7時間・月15日の清掃のアルバイトをしている。ヘルニアの再発におびえながら、体力的にもきつい生活を送る中で、働き始めて4か月で10kgも体重が激減した。

原告伊久間昇（当時57歳）も、50歳を過ぎてそれまでの内装工を辞め警備会社に再就職したが、生活のために休みなく働いた結果、過労で出血性胃潰瘍を患うなど健康を害した。それでも、食べて生きていくために、働き続けている。

原告らは、生きるために働いているにもかかわらず、あまりに賃金・所得が低いことで無理な労働を余儀なくされ、かえって命や健康を脅かされているのである。

3 そのような過酷な労働をしても、収入的には食べるだけで精一杯で、命や健康を守るために必要な費用も捻出できない事態に陥っている。

原告岡本冬華は、甲状腺に腫瘍を患っており、医師から摘出手術を勧められているにもかかわらず、時給970円、月11～12万円程度の手取りでは20万円という手術費用が工面できず、いまだに手術の目途が立っていない。また原告岡本と母親が住んでいる住居は築50年でとても古く、耐震性に問題があるが、引越費用を工面することができず、倒壊の恐れに怯えながら住み続けている。

原告永野雅美は、10万円程度の手取りと親からの援助では、自分と5人の子が食べていくのもま

まならず、そのため、子どもが風邪を引いたり、けがをしても、その治療費が用意できず病院に行かせることができなかった。

原告戸津憲一は、7年ほど前から住居の漏電の危険を指摘され、工事を勧められているにもかかわらず、その費用が捻出できず工事を実施できていない。

- 4 また、原告らは食べるだけで精一杯だといっても、決して量・栄養ともに満足な食生活を送っているわけではない。

原告林美乃里は、生活費を節約するために安いもやしを大量に買い、母親が送ってくれる3キロのお米を半年かけて少しずつ食べて生活するなど、量もあまりに少なく、栄養的にも偏った食生活を余儀なくされていた。

原告永野雅美は、お米や麺類も高くて買うことができず、とにかく値段が半額になっている商品を探しては食べるという、まさにその日生きることだけを考えて生活していたのである。そのような毎日を送る中で精神的にも追い詰められていき、栄養などを考える余裕など全くなかったのである。

原告伊久間昇（当時57歳）は、自分と妻の毎月の医療費が高く、食費や日用品にあてられるお金は毎月わずか3万円程度であり、家財や衣服も買わず、趣味や娯楽に使う余裕もなく、食生活もとても十分な量と栄養があるものではない。

- 5 原告らは、現在の最低賃金の下で極めて低い時給で働き、少しでも生活費を稼ぐために無理な労働を余儀なくされ、その結果、体を壊してしまう。病気やけがをしても必要な治療を受ける費用を工面できず、火災のおそれのある漏電箇所も補修できない、それでも量・栄養ともに十分な食事をとることができない、それが原告らの現在置かれている状況である。世界的に見ても極めて低い水準で放置された最低賃金の下で、原告らはまさにその「命・健康」が危機にさらされているのであって、生存権が侵害されていることは明らかである。

- 6 また、人としての生活は、ただ食べて生きられればそれでいいというものではない。「人たるに値する生活」を送ることができなければ生存権が保障されているとは言えない。

しかしながら、原告らは、ダブルワークをしても国民年金保険料を払えず、女性としておしゃれもしたいのに新しい下着を買うことすらも我慢している者もいる。結婚式や2次会に呼ばれても、ご祝儀や参加費用、着ていく洋服も準備できず、誘いを断らざるを得ない。「このようなことを続けていたら、そのうち交友関係も途絶えてしまうのではないか」と社会的に孤立していくことに恐れを感じている。

食事はなるべく安い食材で済ませるなどできる限りの節約をした上、さらに新聞や固定電話、いざというときのための生命保険を解約した者もいる。娯楽や趣味をする経済的余裕はない。

結婚したい、子供もほしい、そうした人としてごくごく当たり前の願望を持ちながら、現実には自分自身が自立して生活できるだけの収入もないため、年老いていく親の収入や年金を頼りにせざるを得ない。そのような生活では、結婚や子どもを授かることはもはや「夢」と化し、むしろ事故や病気、親の介護など何かあったときに対応できるだけの蓄えもない中で将来の不安におびえている。

- 7 親の貧困により、子が必要な治療を受けられなかったり、十分な食事をとれないという深刻な事態に陥っていることは先ほど述べたとおりであるが、子の世代への貧困のしわ寄せ・貧困の連鎖はそれだけではない。

親が休みや寝る時間を削ってダブルワーク・トリプルワークをする中で、子どもと接する時間が持てなかったり、経済的な余裕がなく遊園地や家族旅行といった一般の家庭であれば当たり前経験や体験もさせることできない。

また、子どもたちが塾や習い事に興味や意欲を持ったとしても、親がその費用を支払えず、子どもにあきらめさせてしまう。あるいは、子どもがパティシエや薬剤師といった将来の夢を抱いても、親の収入を慮り、自らその夢をあきらめるなど、子どもたちの未来や可能性が親の貧困によって奪われている。

- 8 原告らの中には、自らの収入だけでは生活できず、働きながら生活保護を受給している者も現にいる。

原告幸健一は、横浜市都筑区にある学童保育と川崎市にある学童保育の2か所でダブルワークをしており、それでも十分な収入を得ることができず、意見陳述当時は他の原告同様、家庭を持つことをあきらめていた。その後、恋人との間で子を授かり入籍したが、親子4人が暮らすための収入はなく、生活保護を受けており、不足分として月16万円ほどの支給を受けている。

原告永野雅美も、毎月20万円以上の生活保護を受給するようになり「やっと最低限の生活ができるようになった」と実感しているが、それでも貯金などできる余裕はなく、成長していく子どもたちを前に不安は尽きない。

彼らが不足分として受けている生活扶助費を、働いて得ようとすれば今の倍以上の労働時間が必要であり、現実的に不可能である。

原告渡邊剛治は、生活保護を受けることによって救われた反面、なぜ一生懸命フルタイムで働いているにもかかわらず生活保護を受けなければ生活できないのか、大きな矛盾を感じている。働いても生活保護以下の収入しか得られない現状は、仕事に誇りをもって働いている労働者から、人としての自信や自尊心を失わせ、働く意欲をも奪ってしまうのである。

このような原告らの実態こそ、まさに生活保護と最低賃金が逆転し、原告らの生存権が侵害されていることの証左であり、逆転現象は解消されているという被告国の主張が全くの嘘であることを明らかにしている。

- 9 働くようになれば親元から自立し、自分の夢や目標を実現するために時間とお金を使い、ときには友人や職場の同僚と食事やお酒を共にし、やがて結婚し、子どもをつくって新しい家庭を築き、老後は貯金と年金で暮らしながら孫たちに囲まれて過ごす・・・裁判官や被告代理人、我々弁護士が当たり前前に送り、当たり前前に思っている生活、当たり前すぎて普段意識もしないような「普通の生活」を原告らは送ることができずに苦しんでいる。

以上のべてきたとおり、被告が最低賃金の水準について生活保護基準を大きく下回る現状を放置し続けていることは、もはや当・不当の域を超え、明らかな裁量権の逸脱・濫用であるとともに、これまで述べてきた原告らの生活実態はおよそ事後的な金銭賠償によって回復を甘受させることが社会通念上不相当な損害であるため、「重大な損害が生じるおそれ」があることも明らかである。

以上

④陳述要旨

(平成27)年11月9日

原告ら訴訟代理人弁護士 田淵 大輔

1 今年の改定によって、神奈川県地域別最低賃金の金額は905円となった。

しかしながら、905円の時給では、毎月勤労統計調査において1ヶ月の平均の所定内労働時間とされている155時間働いたとしても、得られる1ヶ月の収入は14万0275円でしかなく、労働基準法上許容され得る1ヶ月の最長の労働時間である173.8時間働いたとしても、得られる1ヶ月の収入は15万7289円にしかならない。ここから、公租公課や働くことに必要な経費を除けば、現在の最低賃金の水準では、1ヶ月に住宅費を含めた生活費として使うことのできる金額は10万円前後に止まってしまう。

そのため、現在の水準の最低賃金では生活保護において支給されている水準の生活費を賄うことはできず、生活保護を申請すれば、勤労収入では足りない部分について生活保護を受給することができてしまう。被告も否定することのできないこの事実が示すように、最低賃金の水準は依然として生活保護の水準に遠く及ばない。労働者に最低生活費を保障するという最低賃金法の趣旨・目的は、依然として達成されていないのである。

2 被告は、最低賃金法9条3項について、「配慮」との文言を用いていることから、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回ることはないよう義務付けるものではないとし、また、全ての労働者が生活保護受給者以上に生活費を得ることまで最低賃金法9条3項は求めているものではないと主張する。

しかしながら、最低賃金法9条3項は全ての労働者に賃金の最低限を保障するという趣旨・目的から、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回ることがないように求める規定である。また、労働基準法1条が労働条件の原則として「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないこと」を求めていることからしても、最低賃金の決定において、最低賃金の水準が最低限度の生活を営むことを可能にするものでなくてはならないことは明らかである。

以上のことから、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回ってはならないということは、被告の裁量を制約するのであって、被告が、最低賃金の水準について生活保護の水準を下回る状態を漫然と放置することは、違法と評価されることである。

そもそも労働者が賃金収入によって人たるに値する生活を営むことは、被告の政策によって恩恵的に与えられるものではなく、憲法25条・27条、社会権規約、ILO条約などによって保障された権利である。最低賃金の水準が生活保護の水準を下回るということは、賃金収入だけでは人たるに値する生活を営むことができないということであるから、これらの憲法上・国際条約上の権利を侵害することである。

労働者が賃金収入によって人たるに値する生活を営むことの権利性に鑑みれば、全ての労働者との関係で、最低賃金の水準が生活保護の水準を上回っていなくてはならないこと、これを換言すれば、最低賃金によって全ての労働者に生活保護受給者以上の生活費を保障することは最低賃金法9条3項からの当然の要請であり、憲法上・国際条約上の権利としての保障内容である。

それにもかかわらず、被告は上記のような主張を行っているのであって、被告は最低賃金法の趣旨・目的の解釈を誤ったまま、最低賃金の決定を行っているのである。

3 被告は、現在の最低賃金の水準は生活保護の水準を下回っておらず、「逆転現象」は解消されたとしているが、ここに明らかな事実の誤認が存在する。

現在の神奈川県最低賃金は905円であるが、時給1000円、1200円で働いた場合であっても、勤労収入だけでは生活費として不足を生じるのであって、生活保護を受給することができる。時給1400円で働いていても、条件次第では、生活保護を受給することができる。

以上のことは、本件訴訟において被告も争っていないことであって、当事者間における争いのない事実となっている。時給1000円、1200円、条件次第では1400円で働いて収入を得たとしても生活保護を受給できるという事実が存在することが、905円の最低賃金では「逆転現象」が解消されていないということを示す何よりの証左である。

それにもかかわらず、被告が、「逆転現象」は解消されたと強弁できるのは、両者を比較する計算方法が、最低賃金法の趣旨・目的の解釈を誤った結果として、極めて不合理な内容で設定されているからである。

具体的には、①1ヶ月の労働時間を173.8時間と設定していること、②公租公課の負担割合に関して、全国で最も最低賃金の金額が低い県の負担割合を全国全ての都道府県で一律に用いていること、③勤労必要経費を全く考慮していないこと、④比較の対象となる生活保護の内、生活扶助について人口加重平均という平均値を用いていること、⑤比較の対象となる生活保護の内、住宅扶助について実績値という平均値を用いていることである。

①は、被告が用いている月173.8時間の労働時間というのは、年末年始やお盆、ゴールデンウィークを含めて毎週40時間の労働を1年中続けた場合の数字であり、このようなフィクションの数字を用いて最低賃金の金額を定めても机上の空論に過ぎず、労働者に最低生活費を保障するという法の趣旨・目的を達成することはできない。被告は、173.8時間について原則的な労働時間であると主張しているが、労働の現場において、1年を通じて休日を土日に限定し、1週間の所定労働時間を40時間と設定している例が皆無であることは、被告自身が行っている毎月勤労統計調査において平均の所定内労働時間が155時間前後で推移していることから明らかなことであって、173.8時間は原則的な労働時間などではない。

したがって、毎月勤労統計調査に現れている平均の所定内労働時間である155時間を用いることは当然のことである。

②は、公租公課の負担割合は収入によって上下するのであり、最低賃金の金額について都道府県ごとに定めていることからすれば、公租公課の負担割合についても都道府県ごとに最低賃金の金額に応じて設定すべきである。被告は、公租公課の負担割合の設定は技術的・専門的事項であると主張するが、公租公課の算出は税務上、日常的に行われていることであり、各都道府県ごとの負担割合を算出することについて、技術的な困難さなどは皆無である。

③は、働いた場合に現実必要となる勤労必要経費を控除しなければ、最低賃金で働いた場合に生活費として使うことのできる金額は、確実に生活保護を受給した場合に生活費として使うことのできる金額を下回ってしまうのであるから、勤労必要経費を全く考慮しないことは極めて不合理である。特に、生活保護制度において勤労必要経費を考慮することの趣旨は、最低賃金制度の趣旨と重なるのであり、国会の審議において政府参考人も、勤労控除を考慮することの妥当性を認めているのであるから、勤労必要経費について、金額の多寡を問題にする以前に、これを全く考慮しない現在の計算方法に、合理性を見出すことは不可能である。

④、⑤は、現在の計算方法では、比較の対象となる生活保護の内、生活扶助と住宅扶助について平均値を用いているが、全ての労働者について賃金の最低限を保障するという最低賃金法の趣旨・目的

からすれば、生活保護の平均値を上回るだけでは不十分である。特に、生活扶助については平均値を用いることで、最低賃金が生活保護の平均値を上回ったとしても、最も人口の多い都道府県庁の所在地など人口が多い地域の生活保護の水準と比べれば、依然として最低賃金が生活保護の水準を下回ることになり、都道府県内の多くの労働者との関係で、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回る状態が放置されることになってしまう。

以上のように、被告が現在用いている計算方法は極めて不合理なものとなっているが、それは、被告が最低賃金法の趣旨・目的を誤って解釈したことによるものである。

被告の主張によれば、「労働者の生計費」を重視する労働者委員の意見と「通常の事業の賃金支払能力」を重視する使用者委員の意見が対立したことから、公益委員が現在の計算方法を定めたということである。

しかしながら、労働者に最低生活費を保障するという最低賃金法の趣旨・目的、及び、最低賃金の水準と生活保護の水準とを比較することは最低賃金法9条3項に基づき、「労働者の生計費」を考慮する際に行われることであることに鑑みれば、雇用主の賃金支払能力によって、労働者が最低限度の生活を営む上で必要となる生活費の金額が増減することはないのであるから、計算方法を設定するに際して、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮すること自体が誤りである。

また、被告が主張するように「通常の事業の賃金支払能力」を「労働者の生計費」と同等の要素として考慮するとしても、現在の計算方法は使用者委員の意見を全面的に採用し、労働者委員の意見を全面的に排斥した内容となっているのであり、「通常の事業の賃金支払能力」を「労働者の生計費」よりも重視した内容となっているのであるから、やはり著しく不合理であるとの誹りを免れることはできない。

以上のように、被告は最低賃金法の趣旨・目的を誤って解釈した結果、最低賃金の水準と生活保護の水準とを比較する計算方法について、著しく不合理な内容に設定している。その結果として、時給に換算して約500円も最低賃金の水準が生活保護の水準を下回っているという「乖離」が看過されたまま、毎年の最低賃金の決定は行われているのである。

- 原告らは、真の意味で「逆転現象」を解消するには、1000円を大きく超える最低賃金が必要であると主張しているが、最低賃金法の趣旨・目的である労働者に最低生活費を保障するという観点から最低賃金の水準を検討した場合にも、同様の結論が得られる。

すなわち、生活保護基準の設定においては、複数の専門家が様々な手法を用いて最低生活費として必要な金額を算出しているが、公租公課や勤労必要経費を除いた純然たる生活費として、16万円から21万円、平均で17万円前後が必要であるとの結論が得られている。ここに公租公課の負担や勤労必要経費を加えるならば、最低生活費を得るための月収としては最低でも20万円程度は必要であり、これを労働実態に即した1ヶ月155時間の労働によって得るには約1290円の時給が必要となるのである。

このように、労働者に最低生活費を保障するという最低賃金法の趣旨・目的から、直接的に最低限度必要な収入を検討した場合でも、現在の最低賃金の水準は低廉に過ぎるのであって、1000円を大きく超える水準の最低賃金が必要との結論に至るのである。

- 最低賃金の水準が生活保護の水準を下回ってはならないことを求める9条3項を新設する最低賃金法の改正法が施行されてから既に7年以上が経過しているが、被告は、未だに最低賃金の水準が生活保護の水準を下回る状況を放置しており、労働者に最低生活費を保障するという最低賃金法の趣旨・

目的を実現する水準には程遠い状況にある。

その原因は、被告が最低賃金法の趣旨・目的を誤って解釈し、最低賃金の水準と生活保護の水準とを比較する計算方法の内容を著しく不合理なものとして設定し、時給にして約500円にも及ぶ「乖離」の存在を看過したまま、毎年の最低賃金の決定を行っているからに他ならない。そのことで、原告らを含め、最低賃金水準の賃金での労働を余儀なくされている労働者らは最低生活費を保障されず、「人たるに値する生活」を営むことができない状況に追い込まれているのである。

以上のことから、最低賃金の決定において、被告には裁量の逸脱・濫用が認められるのであるから、被告が行っている最低賃金の決定には違法性が認められなくてはならない。

以上

⑤ 発言メモ

2015. 11. 9 弁護士 大川隆司

1. アメリカ15ドル (1800円)
イギリス6.5ポンド(1200円)
ドイツ8.5ユーロ(1120円)
—これらのうち、イギリスとドイツは、全国の最低ラインを示す。
わが国と比べるなら沖縄県・島根県693円との比較。
2. 1人当たりGDPに大差ないのに、わが国最賃制が先進国水準に遠いのは、「家族」という存在に対する考慮を欠くこと。
「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（別名「社会権規約」）」は、「労働者及びその家族の相応な生活を保障する」最低賃金を要請（7条）、また家族を「社会の自然かつ基礎的な単位」と把握し、その保護は「家族の形成のため、並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。」とする（10条）
3. 労働基準法第1条も「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むため必要を充たすべきものでなければならない」
「人たるに値する」とは結婚ができ、子供をつくり、その子供を育てることができる、ということである。
4. 裁判所が給与所得者個人再生手続で用いる最低生活費の計算方法

①個別生活費	478,000円(1人につき)
②世帯別生活費	703,000円
③冬季特別生活費	27,000円
④住居費	835,000円
⑤ <u>勤労必要経費</u>	<u>555,000円</u>
計	2,598,000円
	(=173.8時間×1251円/時)

2人世帯の場合は、3,076,000円 (=173.8時間×1475円/時)
本来ならば最低でもこの水準のはず。

5. 時給1000円を保障しない最賃制は「人たるに値する生活」を保障しない違法なものである。
その損害は「経済的なもの」にとどまらない重大性をもつ。
(健康を損ない、年齢相応の責任を果たせなかった責任は金では補償できない)
裁判所が、法と正義の守り手としての自覚を持って、公正な判決を下すことを求める。